

平成30年11月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策対策特別委員会(事前)

平成30年11月28日(水)

〔委員会の概要〕

原井委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について

【報告事項】

「徳島県地域福祉支援計画(第3期)」(素案)について(資料①)

「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」(素案)について(資料②)

久山保健福祉部長

保健福祉部から、1点御報告をさせていただきます。お手元に御配付の資料1-1をお願いいたします。「徳島県地域福祉支援計画(第3期)」(素案)についてでございます。

平成30年4月に施行されました改正社会福祉法の内容や社会環境の変化、本県の実状を踏まえ、改定を行うもので、計画期間は、平成31年度から5年間となっております。

4、改定の概要としましては、地域福祉支援計画を他の福祉分野の計画の上位計画と位置付けまして、地域住民等の参画による地域づくりや包括的な相談支援体制の整備などを盛り込み、住民が抱える地域生活課題の解決に向け、総合的に取り組むものがございます。

5、重点課題と主要施策としましては、(1)包括的な相談・支援体制づくりといたしまして、妊産婦や難病患者、医療的ケアを必要とする子供などへの支援や、(2)地域住民の皆様方との連携・協働による、共に支え合う地域づくりでは、地域住民の皆様方が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備などに取り組んでまいります。

6、スケジュールでございますが、県議会での御論議を踏まえめるとともに、パブリックコメントを実施いたしまして、本年度中の計画策定に向け、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。資料1-2につきましては、素案の全体版でございます。報告は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

板東県民環境部長

県民環境部から、この際1点、御報告をさせていただきます。お手元にお配りの資料2-1を御覧ください。「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」(素案)についてでございます。

男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成28年6月に策定しました現在の第3次計画が、計画期間の終了年度を迎えたことから、これまでの成果と課題を踏まえながら、より実効性の高い計画に改定するものでございます。計画期間につきましては、2019年度から2022年度までの4年間とし、県の総合計画と計画期間を一致させることで、より効果的、効率的なPDCAサイクルを確立したいと考えております。

次に、計画の特徴といたしましては、主な改定の視点に記載のとおり、更なる女性活躍に向けた人材の発掘・育成、リカレント教育の充実をはじめ、働き方改革の推進による多様で柔軟な働き方の実現や、SDGs（持続可能な開発目標）を視野に入れた施策の充実など、六つの視点を中心に、見直しを行っております。

資料の裏面を御覧ください。第4次計画の施策体系でございます。基本目標であります、多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造と、基本方針Ⅰ、あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり、基本方針Ⅱ、安全・安心に暮らせる環境づくり、基本方針Ⅲ、互いに支え合う家庭・地域づくりにつきましては、国の基本計画との整合性も踏まえ、現計画の内容を引き継ぐ形としておりますが、この三つの基本方針に基づく主要課題につきましては、先ほど申し上げました、主な改定の視点を踏まえ、各基本方針に4項目ずつ、合計12項目とさせていただきます。このうち、基本方針Ⅰの主要課題1から3までを女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としております。なお、各主要課題の下に、具体的な推進方策の例をそれぞれに記載しておりますが、詳細につきましては、お手元の資料2-2を御参照いただければと思います。

今後、議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、徳島県男女共同参画会議等での審議を経まして、来年の6月の策定を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

美馬教育長

それでは、教育委員会の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。

その他の議案等といたしまして、条例案でございます。アの徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。阿南光高校への再編統合に伴い、阿南工業高校及び新野高校を廃止するものであります。施行期日は、平成31年4月1日からでございます。11月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

原井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

提出議案の条例案なんですけれども、徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例で新野高等学校を廃止するというので、今回非常に立派な建物も建てられまして、阿南光高校として新たに出発するわけなんですけれども、この旧校舎ですね。新野の住民の皆さんは学校がなくなってしまうと、もう街の灯が消えてしまうということで非常に心配されてきたんです。何とかしてここに学校を残してもらいたいということで、長年要望もしてこられました。それで、新野の地域の校舎、それからいろいろな施設がございますけれども、今後、学校としてどう使うのか、また地域住民のためにどのように役立てていくのか、その方向を示していただけたらと思います。

長町教育創生課長

ただいま、新野高校を今後どのように活用していくのかという御質問を頂きました。

来年度、新野高校は廃止となりますけれども、この校舎を阿南光高校新野キャンパスといたしまして、引き続き農業を中心とした座学や実習において生徒が活用していくこととなります。

また、LED植物工場なども整備をされておまして、こちらにつきましては、徳島大学の研究者と共に共同研究を行うということで、積極的に高大接続教育を展開してまいりたいと考えております。さらに、この施設につきましては、積極的に地域の方々にも開放いたしまして、体育館等、そういったものも地域の方にも御利用いただいて、充分に活用を図ってまいりたいと考えています。

達田委員

そうしますと、新野高校であった所が阿南光高校新野校舎となるということなんですけど、常時、新野校舎に通う生徒さんというのはどれだけいらっしゃるのでしょうか。

長町教育創生課長

新野キャンパスへ通う生徒の規模ということでございます。これにつきましては、現在検討中ではございますけれども、ほぼ毎日一クラス分と言いますか、その規模の生徒が新野のほうへバスで移動いたしまして、そちらで農業の実習等を行うというふうに考えているところでございます。

達田委員

街の様子が一変してしまうと言って心配されていまして、新野駅から校舎に通う生徒さんの姿がもうなくなってしまうということで、非常に町民の皆さんとしては寂しい限りなんです。若い高校生が街を歩いている姿がもう見えなくなってしまうのかということで、本当に残念な思いで一杯なんですけれども、一クラス程度は毎日バスで通って来るといって、もう新野駅を使用するというのもなくなってしまうんですね。

長町教育創生課長

ただいま、バスでの移動ということでJR等の利用はないのかということでございます。

我々、積極的な活用は今後検討してまいりますので、例えば、グラウンドや体育館を利用して、生徒が従来クラブ活動、阿南光高校だけでは賄えない分のクラブ活動など、休日等での利用なども今後検討していきますので、そうした場合にはJRの駅を利用することもあろうかとも思いますし、また、今後いろいろな方面からこの新野キャンパスの積極的な活用について検討してまいりたいと考えております。

達田委員

学校が、一つなくなるということはその地域の商店街そのものも寂しくなってしまうし、それから今申し上げましたJRの利用なんかも大幅に減るということで、特にこの路線は、JRの路線が存続できるのかどうかというようなことも議論をされているんです。ですから生徒さんの利用が大幅に減ってしまいますと、なお一層そういうことが言われてしまうんじゃないかということで非常に心配されております。ですから、無理に利用しなさいよというの、なかなかできませんけれども、その授業のやり方、在り方ということで、街が本当に寂れるというのを食い止めていく、そういう協力を学校として是非していただきたいと思うんです。それで、JRの利用であるとか、また、地域の商店の利用であるとか、そういうことが、できるように是非お願いしたいんです。

それと、もう一つは、新野高校としてありました様々な施設、今、地域にも体育館等、貸していただけるということなんですけれども、地域の方々がどんどんこの施設を使っていろんな活動に参加してくれるということは望ましいことだと思うんですけれども、今現在、どういうふうなグループであるとか団体であるとか、こういう研究をしようとか、個人であるとか、団体であるとか、そういう活動をするために貸してもらいたいというような要望が出てきておりましたら、どういう状況か教えていただきたいと思います。

長町教育創生課長

新野キャンパスにおける、利用の要望に関する御質問でございます。

まず、一つは徳島大学がこのキャンパスを徳島大学のサテライトキャンパスと位置付けまして、活用したいということで、いろいろ今、御要望をお伺いしたり、調整をしているところでございます。

それから、地域の方々などでもそれぞれの活用、地域に根差した取組において活用できるのではないかなというふうなお声掛けを頂いたりすることもありまして、それらについても、どういう活用ができるのか等につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

達田委員

できるだけ、あまり規制をせずに住民の皆さん、いろんなグループの皆さんが、研究したり学習したり、いろんな活動で使えるような方向で置いておいていただきたいと思うんですけれども、今ある建物、立派な体育館とかあります、校舎もありますし、そういうものが、十分に活用できるそういう方向で進めていただきたいと思います。阿南光高校は、最新式の本当に立派な校舎、設備が整っている学校ではあるんですけれども、ここも一生懸命やっていかないといけないと思うんですけれども、新野高校という、ものすごく

伝統のある学校が一つ消えてしまうということは、私も阿南市民ですから、市民の一人としては非常に寂しい思いがしているんです。ですから、ここをなくしてもらいたくないという思いは、ずっと引き継いでおりますので、その伝統がこういう形で残っているんですよということが、市民の皆さんにもはっきりと見える形で引き継いで、教育なり、また地域の活動なりに役立てていただきたいと思いますと思っておりますので、どうかその点よろしく願いをいたします。

続きまして、今回、地域福祉支援計画の素案が出ております。平成31年2月に最終案の議会報告をして、3月には策定ということになっておりますけれども、この福祉分野と言いますと、どうしても地域福祉の担い手づくりというところが今ものすごくこの自治体でも悩みの種ではないかと思うのですけれども、サービスを受けるほうも安心して利用できるという状態になるためには担い手がないことには、福祉の仕事をしてくれる人がいないことには、なかなかそういう状況にならないと思うのですけれども、今、介護、看護それから保育、そういうふうな場所で福祉の担い手が非常に少ない。いたとしても非常に過密労働で大変な職場の状況だということなんですけれども、ここで担い手づくりのために、非常にこれは効果的だと言えるようなことを発案されているというようなことがありましたら教えていただけますでしょうか。

佐藤保健福祉政策課長

本日、計画の素案としてお示しをさせていただいております徳島県地域福祉支援計画(第3期)になりますが、その計画におきまして、地域福祉の担い手づくりについてどのような取組とか、あるいは担い手づくりについて特徴的な取組、どのような一文が盛り込まれているかというような御質問でございます。

素案のほうで申しますと、57ページで、それぞれ重点課題を五つ掲げさせていただいているうちの四つ目の重点課題になりますが、その部分で地域福祉の担い手づくりというところでお示しをさせていただいているところでございます。ここではそれぞれの取組全般的なところについて、まずは記載させていただいているところでございます。福祉の人材の育成のために様々な県の支援制度等を設けまして取組を進めているところでございますけれども、特にということございましたら59ページでも実例ということで、事例紹介を掲げさせていただいているところでございます。

徳島県版の介護助手制度ということがございますけれども、こちらにつきましては昨年の4月から活動を開始させていただいて、各高齢者施設の皆様の御協力を頂きながら元気な高齢者の皆様に介護の現場で御活躍を頂くというような取組を進めているところがございます。本年度、かなり各施設の皆様の御協力も得られて、昨年度に比べて今後ますますこうした取組も充実強化していきたいというふうに考えているところがございます。まず特徴的なものとして一例を掲げさせていただきましたが、委員からの御指摘のように様々な福祉分野におきます人材の育成・確保というのは、今後の社会を支える担い手ということで非常に重要であると考えておりますので、この計画に基づきまして、それぞれの分野における県としての支援がしっかりとできるように努めてまいりたいと考えております。

達田委員

これから策定されるわけですが、今までも意見として申し上げてきたのですが、福祉の担い手と言いますと、どの分野を見ましても非常に給料が低いとか、あるいは長時間労働であるとか、そういうイメージで実際に働いてみましても残業、残業で大変なのだというようなお話もよくお聞きいたします。そういう労働環境をまず良くしていくということ。それからまた賃金のアップにつなげていくというようなこと。そういう取組がないのに人に来てくれと言ってもなかなかで、人が来たとしてもすぐに辞めてしまうというような状況になってしまうと思いますので、その労働環境をどういうふうにして良くしていくかということを含めて人が集まるような、そういう方策を立てられるという状況にしていただきたいと思います。どの分野とは申しませんが、全てにおいて言えることだと思いますのでお願いいたします。

それと今現在、具体的に介護助手ということで元気な高齢者の皆さんが働いておられると。平成29年4月からこういう制度が始まりましたということなのですが、今現在はどのぐらいの方がこの仕事に就いておられるのでしょうか。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、介護助手として今現在どれくらいの方が働いておられるかという御質問を頂きました。昨年度につきましては、12施設で38名の方が介護助手として試行的に雇用され、そのうち28名の方が継続雇用に結び付いたという状況となっております。それから、今年度につきましては、56名の方が介護助手として現在、OJT研修に参加していただいております。それに加えまして当方が把握している範囲では、波及効果といたしまして、このモデル事業によらない雇用として、各施設で独自に10名の方が介護助手として雇用されているという状況でございます。

達田委員

私たちが子供の時に思っていた60代と今の60代とでは、全然元気が違うと思いますので、まだまだしっかりと働いていただけるのではないかと思います。こういう場所で働く場があるということをどんどんPRしていただいて、働いていただくというのは、これは素晴らしいことだと思うんです。生きがいにもなるし。だけでも安い労働力として来ていただくというのでは困りますので、きちんとした保障もあるという職場に是非していただきたいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

そして、今日の新聞に介護職の実習生ということでベトナムからおいでしているということで、これは健祥会さんがお引き受けしているということなんですけれども、この中には外国人労働者の方については全く触れてはいないのですけれども、県としてはこういう介護職などへの実習生の受入れについて、どのように把握されているのでしょうか。

小林長寿いきがい課長

ただいま、達田委員より外国人の介護人材の把握についてどの程度確認しているのかというような御質問を頂きました。

この介護関連の外国人材の受入れにつきましては、現在3パターンほどございます。今、委員からお話がありました技能実習、それからもう一つは経済連携協定EPAと、あと留

学の資格ということで留学生からの三つございます。この三つのパターンの中で、10月現在でございますけれども、人数的なところを把握しておりますのはEPAの分だけでございます。インドネシアそれからフィリピン、ベトナムの3か国からそれぞれ母国の看護学校の卒業者等についての一定の条件を有する者を介護福祉士の候補者として介護施設に受入れをしております。すみません、今10月現在と言いましたけれども、この分につきましては平成29年度時点でございますけれども、111名の方が施設のほうで働いているというふうなところは掴んでおります。

達田委員

外国から来ていただいて一生懸命勉強されて、こういう仕事に就いていただくということは、非常に有り難いことだと思うのですが、ただ、ずっとここで働き続けてくれるのかというと、ある程度の期間働かれたらお国にお帰りになるという状況になるのではないかと思います。ですから、介護職とか看護職とか保育とか、そういう所でずっと働いていける地元の労働者というか、そういう人を育てていかない限り、外国の方は飽くまでも実習に来られているので、お国に帰ってその技術を生かしたいという方が多いのではないかと思います。ですから、徳島県なら徳島県内で労働者を見つけるという方向を案できちんと示していただけたらと思います。

それと、外国からおいでの方なんですけれども、行政としてこういう方がこれからも増えていくだろうと思うのですが、行政としての相談窓口とか国際交流窓口とかそういうのは今現在あるのでしょうか。

小林長寿いきがい課長

ただいま、達田委員より外国人の介護人材の相談の窓口ということで質問がございました。これにつきましては、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会という所で介護福祉を目指す留学生の方の相談窓口というのを開設させていただきまして、その中で例えば日本語のことでありますとか、仕事のこと、それから勉強、生活のことについて、あらゆる面について相談を受けるような体制になっております。

達田委員

今、外国からの実習生の問題というのは大きな問題になっておりますけれども、例えばいろいろ介護の現場で働いていて労働環境であるとか、そういうことで相談したいと思った時にどこへ相談していいかわからないと。職場内ではなかなか解決できないという場合に、県としてそういう相談窓口というのはあるのでしょうか。

小林長寿いきがい課長

県のほうでそういう相談窓口があるのかということでございますけれども、特に介護の分野に関して、県のほうで窓口というような大々的なアピールをしているものはございませんけれども、長寿いきがい課のほうへ御相談があれば、それはいつでも御対応はさせていただけるかと思います。ただ、それ以外の方については、私どものほうでも把握はできておりませんので申し訳ございませんけれども、お答えとしてはそのようになります。

達田委員

それが地元日本人であれ、外国人の方であれ、介護現場で働いていただくということがある以上、きちんと働きやすい職場であるということがまず第一であると思うんです。そして本当に技術がちゃんと身に付いて役立っていけると、日本でもまたお国に帰っても、それが役立つという状況になってこそ、本当の国際交流になるのではないかなと思うのですけれども、何か問題があったときに、どこにも相談できないというような状況では困ると思いますので、県としてもこれからこういう外国からの労働者の受入れというのが多くなればなるほど相談窓口が必要になってくると思いますので、是非その点も考慮に入れていただきたいなと思います。

それともう一点、男女共同参画基本計画というのが、今出されておりますけれども、この中で一つだけお聞きしますが、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大というのがいつも言われているのですけれども、県庁では今どういう状況になるでしょうか。政策・方針決定へのと言いますと部長であるとか、方針決定ができるその場に女性職員がどれだけいるかということなんですけれども、どうでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から県庁における政策・方針決定過程への参画状況について御質問を頂きました。県庁の部長級とか管理職の比率等につきましては、経営戦略部の所管ですので細かい数字は分からないので、申し訳ありません。

ただ、政策・方針決定過程への女性の参画状況につきましては、例えば最近ですと県庁内の若手のタスクフォースとか、そういったことでいろんな政策形成を立案する場面におきまして、そういう職員の参画ということも積極的に進めておりますので、そういう中では当然女性職員も積極的に参画いただいております。

達田委員

最後に要望させていただきます。どの分野におきましても男女共同参画社会ということで、女性男性共に力を合わせて仕事を行っていくということが望ましいと思いますので、是非。一番最初に私が来ました時と比べたら女性の姿もちらほらと見えるようになってきたのですけれども、もうちょっとこの場にも、男性が駄目と言っているわけではございませんけれども、女性がもっと答弁の場に立てるような、そういう状況を作っていただきたいと思いますので、是非その点お願いをして私の質問を終わります。

来代委員

これ、せっかく書いてくれたので部長にお伺いしたいのですけれども、この紙の4番、改定の概要で、住民が抱える地域生活課題の解決に向け、分野横断的に、計画的かつ総合的に取り組むとすごい決意を書いているのですけれども、部長さんは東京から来られているのですが、これは信じていいのですか。それとも議会の時だけこうやって書いてごまかすということはないと思うのですけれども、これは信じていいかどうかちょっとお答えいただけませんか

久山保健福祉部長

資料1の1, 地域福祉支援計画の素案の改定の概要, 具体的に申しますと5の(2)にございますけれども, 地域住民の皆様方との連携・協働による共に支え合う地域づくりということで, 例えば……(「信じていいかどうかを聞いているんだ」と言う者あり)もちろん, これは県としても積極的に進めてまいる……(「信じていいんですね」と言う者あり)もちろん。はい。

来代委員

これは, スケジュールで平成31年2月に最終案議会報告となっておりますけれども, 今日, 例えば意見が出てきたら, 良い意見はこの次の委員会が2月にございますので, その時に盛り込んだ計画書ができると。それも信じていいんですか。

佐藤保健福祉政策課長

本日, お示しをさせていただきました徳島県地域福祉支援計画につきましては, 素案としてお示しをさせていただいております。本議会におきまして様々な御論議を頂いて, 委員の皆様から頂いた意見を可能な限り反映させていただきたいと思っております。その上で, このスケジュールに書かせていただいている2月の段階で最終案として改めて, 議会のほうに御報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

来代委員

例えばこの5番のところで妊産婦, あるいは医療的ケアを必要とこうやって書いてくれているんだけど, 県西部には県立三好病院もあって建物も立派で知事が何回演説なさっても西日本一の中核病院, あるいは四国でも一番の病院とおっしゃっているんですが, 妊産婦ってこれ, 久山部長さん, 池田の人間は三好病院で妊産婦は診てもらえる, あるいはきちんとしたお産ができるかどうか御存じですか。

久山保健福祉部長

三好病院の周産期についての御質問を頂いております。現在のところ, 設備はございますけれども, 残念ながら使われてないというのが現状であると把握しております。

来代委員

部長はこうやって書いてくれても, 池田の人間は三豊総合病院とかあるいは善通寺の病院とか, みんな雪の中片道1時間以上掛けて子供を診てもらいに行ってるんですよ。施設があると言ったって, 中核病院だ西日本一の病院だと言っても誰も診てくれないじゃないですか。これからこの雪の中, 凍った中, 大きなお腹を抱えた女性が運転を心配しながら香川県あるいは愛媛県に行くんですよ。それで計画だけはこうやって立派なものを書いてある。今, この計画を信じていいと言うんだったら, 三好病院できちんとお産ができて, 安心して通えるような病院にすべきでしょうが。計画倒れじゃないということをさっきおっしゃったんだから, 具体的な計画はどうなのか, きちんとこれ2月にできる, できない,

教えてくださいよ。

頭師医療政策課長

三好病院で無事にお産ができるのかということでございますが、これは一重にやはり産科の医師の確保の問題であろうかと思えます。医師の地域偏在と共に医師の診療科偏在ということで、県内やはり産科医の不足という状況が続いております。その産科医師を増やす方策といたしまして、県のほうでも様々なことで取り組んでいるところでございます。

ただ、統計的には、今のところ産科医の数は、減っていることはないんですが、同数のまま推移しているというような状況でございます。特に地域偏在というのは、現在も続いておりまして、先ほど申し上げましたように、県西部でありますと三好病院では今お産ができてないという状況でございます。やはり、この産科医師を育てるということは……（「言い訳ばかりでないか」と言う者あり）

来代委員

今あなたが言ったように医師の確保が難しいと言ったのは、3年も4年も前に聞いた時もそうやって答えてるんですよ。3年たっても5年たっても医師の確保が難しい、何をしていますか県庁は。そうでしょ。今年初めての質問じゃないんです、これ。何年前から聞いても医師の確保が難しい。それ一言。だったらこんな計画いらないじゃないですか。もっと真剣に取り組めないんですか。そこをきちんと教えてください。

頭師医療政策課長

医師の確保の難しさ、まだなかなか進んでいないという来代委員からの御質問でございます。医師の育成につきましては、現在、地域医療支援センターというものを徳島大学に委託しておりまして、そこで若手医師のキャリア形成のためのプログラムというものを作っていただいております。その中で新しい専門医制度もできておりまして……（「それで確保できるんやな、医師の確保」と言う者あり）専門医研修を若手医師が……（「確保できるかどうかでいいんよ」と言う者あり）確保に向けて、そういった支援センターのほうでプログラムをつくって、専門医の育成に取り組んでいるところでございます。

来代委員

取り組んでいるんだったら計画倒れという言葉はございますけども、計画100点実行0点ということがないように、いつ確保できるかその見通しを時期だけでいいから教えてください。

鎌村保健福祉部次長

ただいま、来代委員から医師確保等についての見込みというお話でございます。

医師確保等につきましては、ただいま医療政策課長から答弁させていただきましたように、例えば地域枠でありますとか、徳島大学を中心として医師確保、医師育成に取り組んでいるところであります。実際のところ、今後についてですけれども、さきの議会でも御答弁した内容に重なりますけれども、医療計画に基づきまして、医師確保計画を来年度、

全都道府県で策定することとなっております。その計画の元となりますのが現在、医療法の改定・改正とかそういったところで医師の少数地域、そして医師が多数いる地域、例えば徳島県ですと人口当たりですとこの東部に多く偏っているというふうなところがありますので、ただ……（「いつ医師を確保してくれるのかと聞いている」と言う者あり）その見通し等につきまして現在、国のほうでも医師需給分科会というふうなところもありますので何人必要で何人確保できるかというところは……（「一人でもいいんだよ」と言う者あり）あの、もう一点ございまして、医師の確保等にとりうようなところがあるんですけども、安全な医療の確保につきましては、この妊産婦さんの場合につきましては特に……（「もうええわ」と言う者あり）はい。分かりました。

来代委員

これがね、計画なんです。こういう計画だけ立てて自己満足されては困るんですよ。本当に困っているのは私ではないんです。地域の女性が困っている。分かりますか久山部長さん、ほか前の席に座っている方。だから計画だけで皆さんに満足されては困るんです。

つい先日も、腎臓透析で愛媛県に行っている高齢者で、もう車の運転もできない、家族に迷惑を掛けたらいけない、三好病院で診てくださいと三好病院に行った。三好病院では腎臓透析が長期的だから診ません。緊急しか診ませんと言って帰している。

みんなそれぞれ困って行ったって、結果的にみんなお払い箱にしているんですよ。何が四国一の中核病院ですか、西日本一の病院なんですか。もうちょっと地に足の着いた、ここでも書いているように地域の生活課題の解決に向けてとも書いている、安心して福祉の医療サービスが利用できるとも書いている。書いているならこれを実現したらどうですか。部長さんは東京から来られたんだから自信を持って部下に命令をして、これをやるとおっしゃっていただけませんか。

久山保健福祉部長

今、来代委員から地元のニーズをきちんと踏まえて計画を作るよう御指示がございました。もちろんこの計画を作って計画倒れにならないように地元のニーズをしっかりと把握して、しっかりと具体性のある中身にして、実行に努めてまいりたいと思っております。

来代委員

やってくださいよ。もうこれ以上言いませんけれども。例えばこれだってそうでしょう、この28ページとか66ページ。あるいは32ページも61ページも。こんな小さい字で書いて、これは我々に読めないような字で書いて、はっきりと説明しなくてもいいように、少々目の悪い私のように年を取った人はこれ見ても分からないようにわざと、ごまかすためにこんな小さい字で書いたんですか。親切心があるんだったら読めるような字で書いたらどうですか。これを作った人に見解をちょっと聞きたい。

佐藤保健福祉政策課長

この計画につきましては、県民の皆様に分かりやすく見やすい計画にすることが重要であると考えておりますので、少しでも見やすいものになりますように工夫をしていきたい

と思います。大変申し訳ございません。

来代委員

こういうふうだね、ただ作ってこうやってしているという自慢ばっかりの議会じゃないんですよ。やっぱり一人一人の皆さんが安心できる福祉計画あるいは福祉の絆。みんなが安心できるようにするのが皆さんに掛かっている福祉の役目ではないんですか。県民はただ計画だけ聞いて満足しませんよ。

この前、美馬教育長にお礼を言いますけれども、箸蔵で橋が3年間止まったまま、足の不自由な人、体の不自由な人、デイサービスの人、みんな1キロメートルも2キロメートルも遠回り、子供たちがあの重いランドセルを背負って雨の中、台風の中、一生懸命に学校へ歩く姿見て私は涙が出ましたよ。子供があの重いランドセル背負って歩いているんですよ。その橋は元々は県の河川課の橋だった。それが知らない間に市の橋だと言って、瀬尾県土整備部長さんは、いやあれは県が直していると言ったって、直してないではないか。美馬教育長が見に来てくれて、やっと子供たちが困るというので、我々地域住民も上げて3年たってやっと橋ができて、この12月4日に皆さんで心から祝うんですけれども、何もこれ優しい町になってないんですよ、瀬尾県土整備部長さん。計画だけではいかなのですよ。やっぱり美馬教育長も見てもらって分かったでしょう。子供たちは雨の中、雪の中、あのランドセル背負って2キロメートル以上歩いてたんですよ。小学校1年生2年生の子が。そういうふうだね、地域地域には本当に困った人、生活の最低限を一生懸命求めて県を信じてやっている人がいらっしゃるんです。

久山部長、東京から来られたんだから私の今の声もそういう声もあるということをご心にとめて、県民が喜ぶような福祉行政をよろしくお願いします。

久山保健福祉部長

今、来代委員から住民の皆様方の声をきちんと反映した上で行政を進めるよう御指摘を頂きました。御指摘は非常にごもつともなことでございますので、それをきちんと我々一同、心に留めた上で行政に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

来代委員

ありがとうございます。はい。終わります。

元木委員

私からも男女共同参画基本計画について、まだちょっと資料が読み込めていませんけれども、少し、確認をさせていただきたいと思います。

まず、この改定の趣旨で、現在の3次計画が計画期間の最終年度を迎えたということで、これまでの成果と課題を踏まえ、より実効性の高い計画に改定するというようなお話でございましたけれども、これまでの3次計画、そして1次、2次も含めても結構なんですけれども、これを進めていく中で、県としてこれは新しい課題であるという新しく発見した課題、そしてまたこれは県が積極的にやったおかげでスムーズにできたという分野、そして県は力を入れたけれどできなかった分野、このそれぞれについて県の認識をお伺いしま

す。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、元木委員から、現在の第3次計画の成果と課題についての御質問を頂きました。まず、課題ですけれども、今現在の第3次計画におきまして、その主要課題に対する推進方策、並びにその数値目標というのを定めておりまして、現在の計画では33の数値目標を掲げております。それでおおむねこの目標については進捗していると思っておりますけれども、例えば課題というところで、この計画全体にも関わると思っておりますが、男女間の意識改革という部分は非常に重要なものだと思っております。このうち例えば毎年e-モニターのアンケート調査をやっておりまして、その中で男女の地位が平等だと思う人の割合というのがあるんですけれども、その平成30年度の目標として、その平等であるという割合が40パーセントという目標を掲げておりますが、今年の調査では24パーセント程度でしたので、その数字では目標に達していないというところでございます。

あと、スムーズに進んでいるというところですが、政策・方針決定過程の女性の参画ということで、県の審議会における女性委員の割合というもので、これにつきましては、平成29年6月1日現在の数字で、県の審議会に占める女性の割合というのは54.6パーセントとなっております。この比率については全国で第1位ということで、ここ数年ずっと全国トップクラスを維持しているという状況でございます。

それで、今後の課題ということで主な改定の視点として六つ挙げさせていただいておりますけれども、やはり少子高齢化とか人口減少社会に突入したということで、労働力人口が非常に減少しているという中で、最大の潜在力と言われます女性の活躍推進というのは喫緊の課題だと思っております。育児とか介護により離職せざるを得なかった女性の再就職ですとか、これから働こうとしている女性、管理職を目指す女性のキャリアアップなどを図るための講座とかセミナー開催など、リカレント教育を充実していきたいというふうに考えております。また、女性に活躍していただく以前の問題として、DVですとか、性暴力とかそういったものもやはり、数多くある現状でございますので、その防止に対する啓発ですとか、被害にあった方の適切な支援体制の充実などにも力を入れていきたいと思っております。また、先ほど申しましたような、意識改革の部分で、この計画が策定できましたらいろいろな形での周知が必要だと思っております。昨日の総務委員会でも御議論いただきましたけれども、ただ計画を策定して、その冊子を配布するというだけではなくて、できるだけ外に出向いて行って、例えば企業の経営者の方とかが集まる場での普及啓発などにも力を入れていったり、あと、市町村とか地域とかにできるだけ出向いての啓発ができていけたらなというふうに思っております。

元木委員

まず、このe-モニターの調査の中で、男女平等と思う人の割合がまだ目標に達していないというようなお話でございましたけれども、このe-モニターというのはどの程度の方にお聞きされたのか。このe-モニターの意見というのがその県民の大多数の気持ちを反映したものになっているのかどうかについてお伺いをさせていただきます。

藤井男女参画・人権課長

e－モニターに関する御質問でございます。e－モニターについては、この男女共同参画の計画に関するアンケートだけでなく、県政全般に対するいろんなアンケートについてのものでございまして、毎年200名程度というふうにお聞きはしておりますが、それぞれ市町村推薦の100名とそれから一般公募の100名で計200名程度というふう聞いてます。ですからモニター自身は、毎年対象者が変わりますので、経年変化というかそれで男女平等の割合が上がっているのかについては対象者が違うので、正確には見ることはできないところではございますが、対象者の状況としてはそういったところでございます。

元木委員

200人ということでございますけれども、私個人的には200人というのは県民の方の総意とは言えないのではないかと感じている次第でございます。この割合が目標に達していないという理由をどういうふうに分析され、それをどういうふうに改善していこうとされているのかという点にも関心があるのですけれども、例えば本県は先ほどもお話していただきましたけれども、女性の管理職の割合が比較的高いですとか、あるいは女性社長の率も高い、そしてまた女性の所得も男性と比べると高い県であると聞いております。そういった点も踏まえて、総合的にもっと考えて、地域の課題をもっともっと掘り起こす努力をしていくべきなんじゃないかなと感じたところでございます。

私自身、この男女共同参画基本計画というのを他の都道府県や他の自治体のものはしっかり読み込めていないのですけれども、本県の独自性というのはどこに見い出したらいいのでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

本県の独自性がこの計画の中でどこにあるのかということでございますが、大きくはこの計画の体系といたしましては、国の男女共同参画基本計画と足並みと言いますか、ある程度その内容を踏まえた上での計画の体系となっております。

それで、この計画の策定に当たりまして国の計画を参考にすることなんですけれども、現在、国は第4次計画となっております、この計画期間が平成28年、2016年度から2020年度までの5年間となっております、計画期間の中間年になりますので、現在国のほうで改定作業は行われていない状況でございます。そうした中で、本県の計画は今年度最終年度を迎えているということなので、国の状況を踏まえることはできませんけれども、その中で新たな昨今の社会情勢ですとか、国の動き、さらに、本県の今後の施策の方向性なども踏まえまして、独自に先ほど報告いたしました六つの改定の視点を中心に見直したところでございまして、この主な改定の視点にあるような人材の育成とカリキュラム教育とか、あと国で今年の6月に法律が成立しました働き方改革関連法に対する対応ですとか、SDGs、ダイバーシティなど、男女の人権意識などを踏まえた対策というところで独自性を出していきたいと思っております。

元木委員

SDGs等の独自性というところでございます。ジェンダーというのはSDGsの項目

の中でも日本が弱いと言われている分野で、それについて徳島県が率先して取り組むというのは評価できる部分なのかなというふうにも感じているところでございます。是非、国が言っているからというのではなくて、本県から情報発信をして国を変えていくのだというふうなスタンスでこれを作っていたら、より中身の濃いものになるのではないかなと思う次第でございます。

この策定の視点の中で、男は仕事、妻は家庭といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択できるというような意味の記載が大きな視点の一つとして掲げられておりますけれども、これを読む限りでは男は仕事、妻は家庭といった固定的な性別役割分担にとらわれている人がまだまだ県内にはたくさんいらっしゃるという認識で書かれたのかなという気がいたしたわけでございますけれども、この点について県民の認識の把握はされておられますでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

県民の方から、男女のそういった役割分担意識についての調査をされたのかということですが、先ほど申し上げたように正確に毎年調査をしているようなものは、e-モニターのアンケート調査しかないものですから、それにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。そのアンケート調査では、その年々の年齢構成等によりまして、その数字というのは多少上下いたすところがありまして、今年度は特に70代以上という年齢の方がちょっと多かったところもありまして、そういったところがよく言われます、男性は仕事、女性は家庭というか、そういった意識が高いような方が今回は多かったのかなというふうに認識しております。

元木委員

私も、地元でいろんな方々と接して話をしております、やはり先ほど答弁いただきましたとおり、御年配の方々と若い世代の方々と、若いと言っても40代、30代、20代とそれぞれ違うのですけれども、世代間のこういうことについての認識の違いというのがかなり鮮明になってきているのではないかなと。むしろ、計画の方向性としてはそういった世代間の認識のギャップをいかに埋めていくのか、そして全体として調和の取れた社会をつくっていくためにどういった計画にしたらいのかということを考えていったらいいのじゃないかと感じている次第でございます。今、離婚する方も増えております。その背景にはやはりそういった世代間の考え方の違いということも背景にあるのではないかなと思いますし、一人親の家庭も県内にたくさんあると思います。そういった方をいかに支援して、男性と女性がいかに思いやりを持って歩み寄っていけるかということをもっと強調して進めていけばもっといいものになるのではないかなと思っている次第でございます。

各論ですけれども、総務委員会でもお伝えしたのですけれども、政策・方針決定過程の参画拡大という中で政治参加の記載がございます。市町村審議会等における女性の割合が全国平均を下回っているということ。そして地方議会議員の占める女性の割合もまだまだ少ないという記載がありまして、これを改善していくというお話がございましたけれども、まず市町村審議会等について、そしてまた地方議会についても県が率先して進めるというよりは、やはり主体が進めていくべきなのではないかなと。むしろ県が何か進めていくの

であれば、行政に携わる正に皆様方、公務員の方々の男女の問題ですね。そういった問題もクローズアップして取り組んでいくべきではないかなと思いますけれども、今の行政に携わる方々の男女比率の状況。そしてまたそれに対する県の見解等はいかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

行政に携わる者についての男女共同参画の考え方というふうなことでございます。それにつきましても、例えば女性の管理職比率。先ほどの達田委員の御質問にもありましたけれども、管理職への登用についての数値目標等を定めまして、それについてはできるだけ女性の登用を目指すというか、取り組んでいるところでございます。これにつきましては、女性活躍推進法というのが平成28年4月に全面施行されまして、それと国とか地方公共団体、あるいは301人以上の従業員がいる企業等につきましても、それぞれ女性活躍に基づく特定事業主の行動計画というのを定めることになっておりまして、県におきましてもそれを策定して女性の登用とか、採用の状況などを公表分析するというふうな形で取り組んでおります。

元木委員

私が聞いたかったのは、今実際に公務員、例えば警察ですとか県の職員もそうですけれども、学校の教員等の中での女性が占める割合というのがどの程度あるのかなという状況と、それに対する認識をお伺いしたかったのですが、もし分からなければまたあとで教えていただけたらと思います。

そして、また地方議会議員に占める女性ということでございますけれども、これはまず地方議会議員を目指す方の中での女性の割合を増やしていくためにどうするかということを考えるべきではないかなと思う次第でございます。県のこの計画に地方議会議員に占める女性の割合を含めていくこと自体に何かこう意味があるのかなという気もするのですが、このあたりについては、国がそういうふうに進めておられるというお話ですが、県民にとって女性議員を増やすことについてどんなメリットがあるという認識なんですか。

藤井男女参画・人権課長

地方議員に女性の議員を増やすことでどんなメリットがあるかというふうな御質問だと思います。今年の5月23日に成立いたしました政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の目的といたしまして、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するというふうなことでございまして、基本原則では、国政選挙であるとか、地方議会の選挙におきまして、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すということでの法律でございまして、そういうことで女性議員が増えることによって、それぞれの自治体というか、地方のほうでそれぞれの施策といいますか、政策・方針決定過程に、女性の意見がより反映されるというふうな形を目指した法律であろうかと思っております。

それで、県としては地方自治体の役割がこの法律の趣旨を啓発するような意味だと認識しておりまして、それぞれこの法律が施行されました後、内閣府から来ました通知につき

ましては、それぞれ市町村、あるいは市町村議会のほうにも政策創造部と共同いたしまして、周知を図ったところがございますので、それぞれの自治体のほうで、そういった取組がなされるものと認識しております。

元木委員

そういうことであれば、この記載も地方議会議員の候補者と書いたほうがより国の意向に沿ったものになるのではないかなと思います。そのほうがいいのではないかなと思う次第でございます。地方議会議員に占めるというふうにこういうふうに書いてしまうと、やはり、一般の方々の投票行動にも影響を与えてしまう恐れもありますが、そういった点も踏まえて、慎重にやっていただいたほうがいいと思う次第でございます。

地方議会議員の割合が数字で具体的に県議会議員、町村議会議員の平均が少ないという数字を挙げられておりますけれども、例えば知事さんですとか、市町村長さんについては、これに記載されてないんですけれども、それについてはどういう御認識なんですか。

藤井男女参画・人権課長

特にその比率については、計画のほうに記載はしてないんですけれども、より政策方針に関わる方の参画という意味で、その地方議会とかの数字を使わせていただいているところでございます。

元木委員

ちょっとよく分かりませんが、そういう行政の意思決定等に関わる方というのは、地方議会議員もそうですけれども、それ以外のいろんな方々がいらっしゃるの、そういったほかの職種の方、そういった方のバランスというのも考えていただきたいなと。もし、国がそういう認識がないのであれば、やはり国に対して、そういう認識を持っていただくようなことも考えて、働き掛けていっていただきたいなと思う次第でございます。

それと、主要課題5の女性への暴力根絶の関係で、国の調査で、女性への暴力の具体的な数値等が記載されていて深刻な状況にあるというような記載がございます。これは、国の数字があるんですけれども、県内の状況というのはいかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

計画素案の主要課題の5のところ、女性に対するあらゆる暴力の根絶のところの数字の記載の部分と認識しております。この無理やりに性交等された被害経験のある女性が13人に1人とか、そういったところなんですけれども、手元の県の資料でこの数字はないんですけれども、例えば性暴力被害に対しては県内3か所のこども女性相談センターで、性暴力被害者支援センターよりそいの樹とくしまというのを平成28年の7月に設置いたしまして、それぞれ3か所のセンターにおきまして、電話相談を主としているんですけれども、24時間365日体制の相談支援に当たっているところがございます、その相談の件数で言いますと、平成28年度、設置した年につきましては59件。それから平成29年度につきましては221件の相談があるというところがございます。電話相談が中心となっていて、直接支援をどれだけしたかということになると、もっと件数はそれ以降は下がってくるんです

けれども、例えば具体的には、性暴力を受けたということですので、緊急に避妊をすとか、あるいは性感染症の検査をすとか、そういったあたりの医療的な支援でありますとか、心理カウンセラーによりますカウンセリングとか、弁護士による法律相談など、必要に応じて、あるいは被害者の希望に応じまして、被害者に寄り添った支援に対応しているところがございます。そういった支援を実際にした件数につきましては、年間数件という実績になります。

元木委員

分かりました。あと、最後に提案でもあるんですけども、例えば男女共同参画の視点に立った防災・減災活動等で、消防団員の中で女性の割合を増やすといったような記載もあります。他にも、例えば建設業ですとか、林業分野ですとか、肉体労働を伴うような職種への女性参画が、やはり少ないというような話もございまして、これについてもいろんな取組がなされているんですけども、地元でよく聞く話として、そういう現場で働く女性の方が活動する上で、トイレですとか更衣室とか、こういった配慮をもっとしていただきたい。トイレがあっても、それが清潔に維持されていないとなかなか男性でも使いかねるようなものもあるんですけども、そういったアプローチ、そういった視点もこの計画に盛り込んでいけばいいのではないかなと。

もっと言いますとスポーツ人材の育成というのも、この中に新しい視点として入っているんですけども、スポーツ施設における、男女独立型のトイレをもっと有効に増やしていこうと。こういった視点を盛り込んではどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

いろいろな場面で、男女共同参画の視点を取り入れた取組をすることは非常に大事なことだと思っております。今お話のありました、例えば建設現場でのトイレ、快適トイレと言うんでしょうか、そういった取組も県土整備部でされておりますし、また林業分野でも高性能の機械と言いますか、そういう物による省力化によりまして、昔だったら女性ではなかなか参入しにくい職場だと思われていたところが、女性でもそういう機械によりまして、作業ができるというふうな環境づくりにも取り組んでいただいているところがございます。

また、スポーツ分野におきましても、スポーツリーダーや、アスリートの方が長く御活躍できるような、いろんな環境整備というものにも取り組んでいただいておりますので、今後ともそういう関係部局とも連携させていただいていろんな取組を進められるようにしたいと考えております。

長池委員

地域福祉支援計画の素案を見させていただきました。来代委員から厳しい御指摘がありましたが、正しく計画が良くても実行できなければということではありますが、確かにこの計画すごくよくできているなと思って、私は見させてもらいました。「実行できてないな」と言う者あり) いえまあ、そこまでは私も言えませんが。

それで、これ私、勉強不足で、第3期ということですが、第2期をあんまり覚えてない

んです。私、見てなかったみたいで。それで、大幅に変わったものなのか、引き継いでいくものは引き継いでいっているのか、そのあたり第2期から第3期へどこを変更したとか具体的なものはいりませんが、大体で結構でございますので、どういうふうに作られたか。

さらに、作られる過程で保健福祉部が作ったんだと思うんです。保健福祉部が作ったんですけれども、どうやって作ったか。というのは、保健福祉部以外の部局も多少携わるような文言も出てきます。例えば防災の面であったりとか、教育の面であったりとか、子育てであったり、そういうのは、どういうふうに周りの部局の意見といいますか、取り入れているのか取り入れていないのか、その作る上での過程ですね。第2期から第3期へという部分での作っていく過程を少し御説明いただけたらと思うんですが。

佐藤保健福祉政策課長

長池委員から第2期計画から第3期計画にかけて、どのような点が特徴的な部分として加わったのかという点と、策定過程において保健福祉部以外の部局との連携の状況につきましての御質問でございます。

まず現行計画としての第2期計画につきましては、平成26年度末に策定をさせていただきました。計画期間といたしましては平成27年度から平成30年度まで、本年度が最終年度という4年間の計画とさせていただいているところでございます。基本的には、地域福祉の推進ということで、今回素案としてお示しをさせていただいております地域福祉に関する大きな方向性につきましては、大きな変化はございませんけれども、特に今回付け加えさせていただきました考え方について御説明をさせていただきます。

まず、今年の4月に社会福祉法が改正されたところでございます。これは、現在少子高齢化ですとか、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加、それから、住民同士のつながりの希薄化等によりまして、地域を取り巻く状況が大きく変化している。そして、その中で生活していく上で生じる課題というのはまた複雑多様化しているというような社会環境の変化がございます。こうした社会環境の変化を受けまして、地域福祉の法改正の中では、地域福祉の推進の理念ということで第4条に記載がございますけれども、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、住民や福祉関係者自らが把握して、関係機関との連携による解決が図れることを目指すことが明記されたという状況がございます。

また、こうした理念を実現するために、住民に身近な圏域におきまして、各分野を超えて、地域の生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備が必要であるということも明記されたところでございます。

こうした社会環境の変化ですとか、あるいは法改正を受けまして、第3期の計画素案の中では、まず重要課題の1ということで包括的な相談支援体制の構築。これは縦割りでない、制度や分野横断的に丸ごと受け止めることができるような相談支援体制を作っていくんだということを位置付けさせていただきました。

また、重点課題の2では、地域住民等の主体的な参画ということで、地域住民等の主体的な参画や連携、協働によりまして、支え手側と受け手側に分かれるのではなくて、相互に支え合う地域住民等の互助の力ですとか、地域力の向上を図っていく必要があるということ盛り込まさせていただいたところでございます。以上が、第3期計画の特徴的な点

であるというふうに考えております。

また、計画の策定過程におきましては、委員からの御指摘のとおり、この計画を推進するためには、保健福祉部だけでは不可能であるということで、関係部局の担当者に参画していただいた県庁内の検討会を立ち上げまして、そこで、それぞれの部局における課題等、それから、今後の取組の構成等について議論を行った上で、本日の素案を取りまとめさせていただいたところでございます。

長池委員

はい、やはり社会環境が変化する、それに対応したということであります。もちろん、そのとおりでないといけませんし、今後の先を見据えたということで、非常に文章なんかも、今の時代を捉えて素晴らしいなと思うところが幾つかありまして、誰が作ったんだろうなと感心させられるようなところも多々あり、これはまた個別で聞きます。個別というのは後で聞きますが、時間がないので端的に言いますと、重点課題の2、45ページから始まる部分で地域住民との連携協働というところでございますが、非常に網羅できていて共感できる、目指すべきところだなと思うんですが、是非このあたりに子ども食堂というか、今、県では子供の居場所づくりという言い方で推進しておりますが、そういった地域の大人と子供が触れ合う場といいますか、更には貧困、困窮している子供の家庭の救済。もしくは発見とか、多分この福祉の文章を読んでいると目的に合致する部分が多くございますので、多くございますというか、もう正にそのとおりでございますので、是非今後を見据えて、三、四年前はこの言葉はあまりまだ認知されてなかったんですが、ここにきて社会的には認知されていると思っておりますので、何かしらそういった形で、文言を入れていただけないかなという要望でございます。これは答弁いりません。ここですぐ入れますとも言えないだろうし、検討しますぐらいしか言えないだろうと思いますが、是非要望として、県民環境部の担当としっかり協議をしていただいで、こういうところに将来を見据えた言葉であったり、それに関わる人がこの素案を見て励まされるような、そんな網羅をしていただきたいなど。50ページには認知症カフェとかね、ユニバーサルカフェとかありますけれども、ユニバーサルカフェって、よく分からないのですけども、そんな文言があるんだったら、是非そういった何かを入れていただきたいなという要望をして終わりたいと思います。答弁はいりません。

原井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時55分)